

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

販売成績優秀者の旅行費用と取引先の旅行費用

Q：当社は、毎年各人別の販売目標を定め、これを達成した使用人については、慰労のために海外旅行をさせています。

取引先を旅行に招待した場合の費用は交際費等に該当するそうですが、使用人の場合も同様でしょうか。

A：使用人の場合は、給与（賞与）を支給したこととなり、交際費等には該当しません。

【解説】

法人がその取引先等を旅行に招待した場合には、それが売上割戻しと同様の基準で行われるものであっても交際費等に該当します。

また、交際費等の支出の相手方には、法人の役員又は使用人が含まれていますので、自社の特定の使用人を成績に応じて招待した場合には、交際費等に該当するとの考え方ができるかもしれません。

しかし、使用人の場合には、雇用関係に基づく労務の対価として、特別に成績が優秀の特定の使用人を旅行に招待したものであり、その使用人に給与（賞与）を支給したのとして取り扱われることとなります。

なお、会社の慰安旅行として役員及び使用人の全員を対象に行うものは、給与以外の福利厚生費（社会通念上一般に行われる慰安旅行に限られます。）として取り扱われます。

